

大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方検討会
ネットワークインフラWG
第6回会合議事録

1 日 時： 平成23年8月29日(月) 14時00分～15時10分

2 場 所： 総務省 共用第2会議室

3 出席者：

(構成員)服部主査、石井構成員、板垣構成員、入江構成員、岩崎構成員、大内構成員、垣内構成員、佐田構成員、村岡構成員代理、平構成員、武市構成員、星野構成員、坂上構成員代理

(総務省)原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、竹内電波政策課長、富岡事業政策課課長補佐、根本電気通信技術システム課課長補佐、中里電波政策課課長補佐

4 概 要：事務局から資料説明後、質疑・討議。

5 模 様：

服部主査) それでは定刻になりましたので、ただいまから「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 ネットワークインフラWG」第6回会合を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。前回の検討会におきまして、中間取りまとめを行ってきました。今回の会合では、検討会の今後の進め方について議論し、その後、事務局におきまして、お手元の資料6-2「引き続き検討を深める事項」検討の方向性、それともう一点は、資料6-3「速やかに取り組むべき事項」取組状況を作成いただいているので、これらについて議論を進めさせていただきたいと思っております。

富岡事業政策課課長補佐) それでは、お手元の資料6-1、今後の進め方(案)とございます資料をご覧ください。こちらは先月の中間取りまとめを受けて、この検討会で今後どのように進めていくかということについて、事務局で案を作成したものです。

まず、中間取りまとめのアクションプランにおいて、「本検討会において引き続き検討を深める事項」とされたものについてでございます。こちらは、このWGにおいてアクションプラン記載項目について議論・検討を行い、議論が整理された項目から順次検討会(親会)に報告する。そして、親会において合意が得られた場合、(最終取りまとめを待たず)速やかに取組の実行に移るとさせていただいております。そして、議論・検討の結果、この検討会以外の他の場において検討を行うことが必要または望ましいとされた場合には、その他の場における検討に移すとしております。

続きまして、中間取りまとめアクションプランの中の「本検討会での検討を受けて各主体が今後速やかに取り組むべき事項」についてでございます。こちらは、各構成員の皆様にワーキングの各会合に先立ちまして、アクションプランの記載項目に関する取組の進捗状況をまとめていただき、事務局にご提出いただくということにしております。そして、事務局において各主体の取組を取りまとめ、ワーキングに報告するとしております。そして、この報告に基づきまして、ワーキングにおいて取組の進捗状況を検証するとともに、本検討会において、さらに検討すべ

き事項はないか議論を行うとしております。

最終取りまとめについてでございます。こちらは当初の予定どおり、年内をめどに最終取りまとめを行います。最終取りまとめにおいては、中間取りまとめ以降の検討結果等を踏まえ、アクションプランの見直しを行うこととしております。そして、広く意見を聞くため、最終取りまとめに先立ち、パブリックコメントを行うこととしております。

次の2ページ目ですが、これが今後のスケジュール(案)でございます。7月29日に親会(第5回会合)において中間取りまとめを行いました。このネットワークインフラWGについては、本日29日に第6回会合、そして、もう一つのインターネット利用WGの方は、9月1日に第6回の会合を予定しております。おおむね1カ月に1度程度ご議論をいただき、親会に報告していくと同時に、この「今後速やかに取り組むべき事項」とされたものについても取組状況を検討会に報告するというので、11月には最終取りまとめの案をまとめまして、その後、パブリックコメントを経て、最終取りまとめというスケジュールを想定しております。以上でございます。

服部主査) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、あるいはご意見等ございますか。挙手の上、ご発言いただきたいと思っております。よろしいですか。

2ページ目の、このスケジュールの矢印の方向ですけれども、一番下に「取組状況を検討会に報告」と書いてありまして、一番上が検討会ですね。そうしますと、何か検討会に直接報告するような矢印になっていますが、最初のページには、各主体の取りまとめをWGに報告するとの記載があります。報告に基づき、WGにおいて進捗状況を検証すると記載されておりますが。

富岡事業政策課課長補佐) こちらは最初にご説明したとおり、まずは各WGに取組状況を報告します。そして、WGからの報告ということで、親会に報告させていただくということでございます。おっしゃるとおり、この図だと親会の方に直接報告するように見えてしまいますので、こちらについては修正したいと思います。

服部主査) はい。わかりました。ほかにはいかがですか。

それでは、今の点だけご修正いただいて、基本的に、今後はこの進め方に沿って進めていくということでご了承いただいたことといたします。それでは続きまして、「引き続き検討を深める事項」検討の方向性と「今後速やかに取り組むべき事項」取組状況についてのご説明をお願いします。

富岡事業政策課課長補佐) それでは、お手元の資料6-2、アクションプラン「本検討会において引き続き検討を深める事項」に関する検討の方向性(案)とあります資料をご覧ください。

この資料は、このアクションプランで本検討会によって引き続き検討を深める事項としたものについて、項目ごとに当面の検討の方向性の案を記載したものでございます。したがって、当面の検討の方向性ということで、こちらの方向性(案)に書いてあることを検討して終わりという意味ではございません。今後、議論を深めていただき、より具体化して、毎回これをアップデートしていくことを想定しております。そして、先ほどお話ししたとおり、議論の結果、他の場における検討としてはどうかという項目については、検討の方向性のところに、その旨を記載するというので書いてございます。それでは、各項目に沿ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目の「第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方」の関係でございます。災害時優先電話の件につきましては、まず災害時優先電話の現状と今回の震災時のつながり具合をレビューするところから始めるというふうに考えております。

その次に、交換機等の設計容量の在り方は、情報通信審議会IPネットワーク設備委員会に

において検討するというにさせていただきます。これは最終的に、技術基準の改正につながり得るということで、情報通信審議会での検討としてはどうかという趣旨でございます。

その次の通話時間制限、あるいはそのさらに下の通話品質を低下させた電話、こちらにつきましても、同じく情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討というふうにひとまず記載をしております。

その次、携帯電話のメール遅延への対応でございます。これは、まず今回の震災時のメール遅延の状況を検討した上で、メールサーバーの増強によるメール遅延の改善の効果について検討することから始めるということで書かせていただいております。

そして、1ページ目の最後、国や関係事業者が輻輳状況や通信規制の状況を共有するとともに、共有した情報を国民に対して効果的に提供という件につきまして、これは1つの案といたしまして、輻輳や通信規制の状況について、事業者がCSV等の二次利用が可能な形で情報を公開することについて検討してはどうかということで記載をしております。

続いて2ページをご覧ください。「第3章 基地局や中継局が被災した場合における通信手段確保の在り方」の関係でございます。

まず1点目のローミングについてでございますが、緊急時における携帯事業者間のローミングや緊急通報に限定したローミングについて必要性和課題を整理するところから始めるということで書かせていただいております。そして、ローミングにつきましては、情報通信審議会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会でもあわせて検討を行うとしております。

続きまして、応急復旧作業に必要な資材・燃料や人員等の輸送手段・ルートの確保についてですが、こちらは前回会合、あるいは中間取りまとめ以降、内閣府の防災担当であるとか、資源エネルギー庁とも話を進めてきたところでございます。そういったことを踏まえまして、まず燃料確保の課題。これは通信分野に限られない状況ですので、やはりある程度、政府の幅広い関係者の中での議論の整理が必要であろうと考えております。そういったことを踏まえつつ、関係行政機関への働きかけに当たって必要となる事項の整理を行ってはどうかとしております。そして、通信分野における燃料確保の重要性については、内閣府の防災担当におきまして、ちょうど今月から東日本大震災における災害応急対策に関する検討会というものを開催しておりますので、そちらで取り上げていただけるという方向になっておりますので、そのような場を通じて、所要の働きかけを行うことを想定しております。

次の避難場所等における通信手段の確保の在り方についてですが、こちらはまず、避難場所や防災拠点における通信手段の整備や活動の在り方について検討するとともに、総務省でも衛星携帯電話の普及促進に向けて、新たな衛星携帯電話サービスの技術基準の整備などを行うとしております。

その次の非常用電源確保の在り方につきましては、情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討するとしております。

その下の避難場所として想定される場所での商用電源とは別の電源確保につきましては、自治体の取組が重要になってくるかと思っておりますので、それを促す方策を検討するというふうにしてございます。

そして、その次の自家用発電機の燃料の迅速かつ安定的な確保も、先ほどの燃料確保の部分と同じで、この検討会において、関係行政機関への働きかけに当たって必要となる事項の

整理を行った上で、内閣府の防災担当における検討の場に働きかけを行っていくと考えております。

続きまして、「第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方」の関係でございます。ネットワークの安全性・信頼性確保の在り方についても、情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討するということで書かせていただいております。

次の3ページをご覧ください。自治体電線共同溝等の導入促進の在り方についてですが、このテーマにつきましても、やはり自治体の取組が非常に重要となってきますので、自治体による取組を促す方策を検討するとしております。

そして最後の、被災地における復興計画に合わせて、耐災害性のある通信インフラを多様な形で確保するような拠点整備についての検討でございますが、こちらは被災地における復興計画の策定状況を踏まえて方策を検討するというふうにしております。

続きまして、資料6-3をご覧ください。こちらは中間取りまとめのアクションプランにおきまして、「本検討会での検討を受けて各主体が今後速やかに取り組むべき事項」に関する現在の取組状況を整理したものでございます。こちら毎回アップデートをしていく予定でございます。

各事業者の取組について、今回は基本的に記載しておりませんが、進め方のところでご説明しましたとおり、皆様から事前にご提出いただく情報をもとに、次回以降は各事業者の取組も記載した形で、この場で報告させていただくということで考えております。

それでは中身に入りますと、まず、国・自治体を中心となり取り組むべき事項、「緊急時の輻輳状態への対応の在り方」の関係で、耐輻輳性を重視した新技術の開発や検証については、総務省において予算要求等を検討中でございます。

その次の「第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方」の関係でございますが、無線システムをはじめとする情報通信ネットワークを整備・展開した地域づくりを支援という点につきましても、総務省において予算要求等を検討中でございます。

その次に、ユニバーサルサービス制度における第一種公衆電話の設置・維持の在り方を検討という点についてでございますが、こちらは情報通信審議会に諮問を予定ということになっております。

その次の「第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方」関係でございますが、ネットワーク耐災害性向上のための各種の研究開発につきましても、総務省において予算要求等を検討中という状況でございます。

次の2ページをご覧ください。ここからが、国・電気通信事業者等が連携・協力しながら取り組むべき事項でございます。

まず、「第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方」の関係で、災害伝言サービス間の横断的な検索を可能とするという点につきましては、総務省と事業者団体が連携しつつ、横断的な検索の実現に向けて、具体的な連携方策について協議・検討を実施しているところでございます。

その次の音声メッセージを端末でファイル化してデータ通信網で送信するサービスについて、異なる事業者間でファイル化したメッセージを送受信できるような連携ということですが、こちらにつきましても総務省と事業者団体が連携しつつ、事業者間の相互接続を可能とするためのガイドラインの策定に向けた検討を実施中であり、年内に取りまとめる予定となっております。また、事業者の取組としまして、一部の事業者においては音声ファイル型メッセージサービスの

今年度中の導入に向けて、所要の開発等を実施中という状況でございます。

その次の災害時には不要不急の電話を控えるべきこと、あるいは音声通話以外の有効な通信手段の内容や具体的な利用方法等について、平時からの周知・啓発という項目でございます。こちら、現在、総務省と事業者団体が連携しつつ、政府広報等において周知・啓発を継続するという取組をやっております。具体的には、例えば先週8月24日、総務省において災害用伝言サービスやメールの積極的な活用について報道発表を実施しております。また、8月27日及び28日に政府広報ラジオにおいて、災害用伝言サービスの積極的な活用について広報を実施しております。

その次の災害時における携帯電話の緊急速報メールやテレビ、ラジオ等の積極的な活用につきましては、具体的方策を検討中という状態となっております。

続きまして、3ページ、「基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方」の関係でございます。

被災地や避難場所等における通信手段の確保について、発災後の時間的経過により求められる通信手段が変化すること等を踏まえて検討。この際、被災地の需要と事業者側の供給が適切にマッチングできるように、国や関係自治体との連携の在り方についても検討という項目でございます。これにつきましては、災害時における情報伝達ルートの確立をどうすべきかということで検討中でございます。

その次の携帯電話の位置情報等の安否確認等への活用について、通信の秘密、個人情報、プライバシー等を十分尊重し、既に実用化されている位置情報サービスの活用を視野に入れて、関係事業者間で具体的なサービス内容を検討という項目でございます。安否確認への活用について、総務省による支援のもと、電気通信事業者協会の部会等を活用し、利用者の同意に基づき位置情報が提供できるよう、関係事業者において既に実用化されている位置情報サービスの普及等による対応を検討中でございます。また、関係事業者において、携帯電話の位置情報等、利用者を識別できないように処理して作成した人口統計を防災計画等に活用する取組のさらなる展開を検討中となっております。

続きまして、「第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方」の関係でございます。

災害時の輻輳対応や迅速な応急復旧対応を図る観点から、国、関係事業者及び自治体間の情報共有・伝達体制の在り方について検討という項目でございます。こちらにつきましては、中央非常通信協議会の構成員を中心に、情報共有・伝達体制等の在り方を検討ということになっております。そして、もう一点、このWGでも議論がございました消防本部が被災した場合に、緊急通報をどう迂回するかということについて、消防庁と調整を始めているところでございます。

次からは、電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項でございます。本日の資料ではほとんど棒線にしておりますが、幾つかについては記述をしております。

まず、4ページ目をご覧ください。「第3章 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方」の関係で、局給電による通話が可能な固定電話端末か否かを利用者が確認できるように、わかりやすく周知する等の措置やバッテリー内蔵型端末、バックアップ電源等の普及促進という項目について、事業者団体、すなわちTCA、あるいはCIAJを中心に、各電気通信事業者、メーカー等において対応中と記載しております。具体的には、この資料のリンク先にありますウェブサイトにおいて、各社の検討状況等を公開中となっております。

そして、その下の通信設備・端末の省電力化やバッテリーの軽量化・長寿命化ということにつきましては、こちらも事業者団体を中心に、各電気通信事業者、メーカー等において対応中と記載をしております。

続きまして、次の5ページをご覧ください。利用者に対して取組を促すべき事項についてですが、こちらは国あるいは事業者の観点からいえば、周知・広報ということになると思いますが、これも先ほどご説明したとおり、例えば8月24日に総務省で報道発表を実施、また8月27日、28日に政府広報ラジオでの広報を実施ということになっております。こういった政府からの広報につきましては、これで終わりということではなくて引き続き取り組んでいくということで考えてございます。以上で説明は終わります。

服部主査) ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上でご発言をお願いします。

入江構成員) ドコモの入江でございます。ご質問でございます。引き続き検討を深めるという、資料6-2の2ページ目でございますけれども、上から3つ目の左側は、もちろん中間取りまとめでご承認ということで理解をしておりますが、新たな衛星携帯電話サービスの技術基準の整備を行いますということでございます。他方ではいろいろなものが活躍したし、重要であったし、課題があったという理解はしているのですが、この新たな衛星携帯電話サービスというところまでは、前回の中間取りまとめでは表現がなかった気がします。私の見落としかもしれませんけれども、そういう感想を持ちましたので、もう少し補足していただくという意味で結構でございますので、ご説明をお願いできますでしょうか。

富岡事業政策課課長補佐) こちらの中間取りまとめの衛星携帯電話の普及促進ということでございます。この普及促進をする上で総務省において取り組むことという1つの例として、新たな衛星携帯電話サービスの技術基準の整備ということで書いてございます。少し唐突感があるかもしれませんが、あくまでも普及促進策の1つということでございます。

入江構成員) 弊社も衛星携帯電話サービスをご提供しておりますが、もし弊社においてもいろいろと考え、ご意見を提示した方がよろしいのであれば、もう少し具体的にキーワードなどを教えていただけると、担当にもその検討を促すことができると思っております。今日参ったのですが。

富岡事業政策課課長補佐) こちらの衛星携帯電話サービスの技術基準の整備は、あくまでも総務省において行うものということで考えております。

入江構成員) もちろん。それは理解しております。

竹内電波政策課長) 今回の震災の際にはITUからの貸し出し端末等も利用して、被災地にさまざまな、必ずしも現在の我が国で事業者がサービスしているもの、していないものも含めて、さまざまなものが活用されたわけですが、今、日本でまだサービスを提供していないけれども、日本を実際にカバーしている新しい衛星携帯電話システムのサービスはございますので、今回の経験も踏まえて、実際にサービスを提供しようというような動きもございますので、そういったものについて、私どもとしては、できるだけ早く国内で提供できるような環境整備を進めていきたいということでございます。もちろんどコモさんで、また新しいサービスをやりたいということでしたら、どんどんそういったものも検討していただければということでございます。

入江構成員) ありがとうございます。理解しました。

服部主査) ほかにいかがですか。いろいろ新しい技術基準を伴うものについては情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討すると、そういう検討の方向性ですが、通

信事業者さんは当然その中の委員会の構成メンバー、あるいは代表の方もメンバーになっていると思いますけれども、これらについてはいかがですか。KDDIさん、いかがですか。

大内構成員) 基本的に、こことオーバーラップして進めるように、一部は既にボイスメールの事業者間連携等、ドコモ様のご提案に基づいて、私どももできるようにやっていますので、必ずしも全部この場で検討する必要はなく、こちらで検討するという事項に関しては、弊社もこれよろしいかと思っています。

質問というか、意識を合わせたいのですけれども、先ほどありましたが、あるべき論としての課題抽出をして、これから個々の課題をつぶしていくフェーズに入っていくと思うのですが、そのゴールといいますか、最終取りまとめの、何を、どういう状態にすると最終となるのか、最終の定義のイメージをもし何かお持ちでしたら教えていただきたいと思います。例えばボイスメールだと、もしかしたらいついつまでに相互接続とか、そのようなアウトプットとかが出るとして、ものによっては多分方向性をまとめるのが手いっぱいなものが出てくると思います。そこはもう時期で決めてしまうということでしょうか。ある程度、方向性だけは導いておいて、必ずしも全部、年内に決まらないものもあるけれども、そこは方向性だけ出しておいて、それをもって最終ということなのか、それとも何が何でもこの時期を守って答えを強引に出さなきゃいけないのかとか。もしそのあたりの見解をお持ちでしたらお願いしたいなと思います。

富岡事業政策課課長補佐) この検討会の趣旨ですが、関係の皆さんに集まっていただいて、これからそれぞれでアクションを起こそうと、その基になるものをまとめていくということだと理解しております。その中で、どういう取組をするのかということをもとにまとめます。それもどんどん議論すると、それこそ1年かかってもまとまらないとか、そういうものがひょっとしたらあるかもしれない。そういうことで、ひとまず年内の最終取りまとめというのを前提にして、その段階で、それまでにどこまで、具体的などころまで合意できるのかということだと思います。それこそ詳細の部分まで合意ができたのであれば、最終取りまとめのところでそこまで書くことになると思いますし、ある程度取組の方向性程度が合意されたということであれば、最終取りまとめの段階でも、そういったレベルのものにとどまるということはあると思います。したがって、それはこれからのご議論であるとか、あるいは検討の進み方次第かと思っています。

大内構成員) その検討の進捗を見ながら、どういう形で最終にもっていくかということも含めて議論ということですよ。

富岡事業政策課課長補佐) そうです。ですので、ここにあるすべての「引き続き検討を深める事項の項目」について、12月の取りまとめまでに、これをいつまでに何しましょうというようなところまでいけばベストだとは思いますが、やはりそこまでまとまるものについて出していきたいということと考えております。

大内構成員) ありがとうございます。

服部主査) 最終取りまとめ案が11月末ということで、もう8月は終わりですから、あと3カ月の中で方向性について一応取りまとめ案を出し、その後、パブリックコメントもやりますので、3カ月の中でできることといいたいでしょうか。基本的に、この検討会は今年いっぱい、一応方向づけを行うという、その趣旨をベースとして、できる範囲の中で行うということですね。

富岡事業政策課課長補佐) そうです。

服部主査) 新技術開発とか検証を伴うものに関して、研究開発ということで新たな予算要求等を検討中ということになっていますけれども、これはもし予算がつけば検討しますということが明

確になります、難しい場合には、これはどういう扱いになるのでしょうか。

野崎電気通信技術システム課長) ここでの検討を踏まえて、新しい予算がつけば当然その中で対応していきますが、それ以外に、例えばネットワーク関連の研究で既存の研究等もございまして、こういう財政事情の折ですので、新しい予算が難しければ、既存の研究を進めていく中で、こういう災害対策に対する面も含めた研究も充実させていくということで、予算要求「等」を検討中としております。

平構成員) 先ほど主査からもご質問がありましたけれども、一部は情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討ということで、多分この場からは一度離れてということになるかと思いますが、今後のWGメンバーの関与について、どのようにそこに入り込んでいけるのでしょうか。特に通話時間制限の関係ですと、私どもの成果を紹介させていただいたり、あるいは交換機等の議論は、このWGの場で報告いたしました、今後の関与の在り方を教えていただければと思います。

野崎電気通信技術システム課長) IPネットワーク設備委員会をご案内の方も多いと思いますが、これまで電気通信設備や端末設備の技術基準、あるいは安全・信頼性基準のような、技術基準等の策定を担当してきた委員会でございます。過去、そういう安全・信頼性基準などをつくった場合は、委員会の下に作業班を置きまして、そこに事業者に入らせていただきまして、意見をいただきながらまとめていきました。今回どのような体制で検討するかは未定でございますが、技術的かつ専門的で、集中的な検討が必要なテーマはその中であわせて検討したらどうかと思っています。

それで、ここにあります設計容量の話とか、通話時間制限もこの場でかなりご議論をいただきましたが、結局、交換機のC-planeの能力の引き上げと絡んできます。通話品質の低下につきましても、やはりC-planeの能力引き上げと一緒に議論しないといけませんので、このような技術的なテーマにつきましても、IPネットワーク設備委員会のような場で集中的にご議論させていただければどうかという案でございます。

また、米国におきましても、FCCが同じように、安全・信頼性基準のパブリックコメントをかけておりまして、やはりこの辺のネットワークの容量問題、かなり技術的なパブリックコメントをかけておりますので、そういう米国の規制の動向等も見ながら、作業班におきまして、できればNICTにも入っていただいて検討を進めていければと思っております。

平構成員) その状況を、またこの場でご報告いただいたりすることになるのでしょうか。

野崎電気通信技術システム課長) 委員会の検討が進んで、まとめのようなものが出てくれば、適宜この場でご報告させていただきたいと思っております。

平構成員) わかりました。ありがとうございます。

服部主査) このIPネットワーク設備委員会は、情報通信審議会の中の1つの委員会ということですよね。

野崎電気通信技術システム課長) はい。情報通信審議会の下、情報通信技術分科会の中の有線ネットワーク等の設備規制を担当している委員会でございます。

服部主査) いわゆる諮問として出してから検討するというやり方と、今回のこれですと、具体的にこの項目を検討してくださいという……。

野崎電気通信技術システム課長) 諮問については、IPネットワークの設備規制についての諮問が継続されておりまして、一昨年は、端末設備の技術的条件等をまとめたのですが、今回の

東日本大地震を踏まえて、現在の安全・信頼性基準が妥当かどうかということを見直すことは、既存の諮問の範囲内で審議が可能なのではないかと考えております。そこは、また関係の方とご相談していきたいと思っております。

入江構成員) 確認だけさせていただきます。資料6-2の、今、NICTさんからもお話があった通話時間制限ですとか、品質を低下させた電話というのは、今、システム課長がおっしゃったような、いろいろな課題があるということで幾つか合意ができてきているのですが、その基準をつくる前段で、サービス方式の妥当性みたいなものをやるということも踏まえているという理解でよろしいでしょうか。急に基準をつくるというよりも、その方式だとかリソースの使い方だとかというものは、ある種妥当性をまとめて検討するというステージがおそらくあると思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

野崎電気通信技術システム課長) 通信時間制限もここで相当議論していただきましたが、単位時間当たりの接続数の効果的な増加のためには、C-planeの能力引き上げと一緒に議論しないと駄目なのではないかというご意見をいただきましたので、そのようなことも含めて、関係者でもう少し専門的に議論できればと思っております。

入江構成員) わかりました。

大内構成員) すみません、KDDIです。今の少し関連するのですが、インターネットWGの方では、災害時におけるQoSといいますか、優先制御みたいなところの議論を、帯域制御ガイドライン協議会の方でもこれから議論を進めていくことになると思いますが、音声とデータの議論が今後出てきたときに、ここら辺の整合のところは、総務省さんで例えばオブザーバーになっていたいておりますので、そこで連携をとっていくイメージなのか、いかがでしょうか。どういう議論が出るのか、私も今、想像がついていないのですが、そこはきれいに分かれると思ってよろしいでしょうか。

野崎電気通信技術システム課長) 通信事業者の通信役務の品質を下げた疎通を改善するというようなテーマについては、IPネットワーク設備委員会で議論をしますが、インターネットでも同様に帯域制御とか品質に係る話がございますので、そこはお互いに両方でオブザーバーとして出席したり情報交換をしながら、政策の方向性がうまく一致するように進めていく必要があると思っております。

大内構成員) わかりました。ありがとうございます。

服部主査) 輻輳へのいろいろな対応に関しては、基本的には、これは緊急時となっておりますけれども、緊急時の定義といいますか、これはどういうときに緊急時ということになるのでしょうか。例えばお正月だとかはトラフィックが非常に増えますので、そのときは自主的にということでもやっていますけれども、そういうときにでもこういう技術をうまく使えば、トラフィックの疎通力でそれを上げることも可能だと思います。具体的にこれを発動するといいますか、どういう状況において緊急時となるのでしょうか、検討の前提の定義といいますか、その辺をどこかで明確にしておきませんか、どの範囲における検討の中身になるのかということが議論になると思います。これはいかがですか。今後どういう取り扱いにしていこうか。

野崎電気通信技術システム課長) 事業法の中でも重要通信の確保ということで、どういう場合に優先的に取り扱わなくてはならないのかというのはありますが、それではお正月はどうするかというような話はあると思いますが、基本的な問題意識としましては、まさに検討会のタイトルで大規模災害等緊急事態とありますように、首都圏直下型地震などの大規模災害が検討のタ

ーゲットとっております。

服部主査) 要するに大規模災害、明らかに今回みたいな大規模災害は、当然、だれでも理解されると思うのですが、最近地震が頻発していますし、震度幾ら以上とかそういうことになれば非常に明確だと思います。発動する基準は、事業者が自主的に判断して行うことなのか、あるいは国が判断して現在緊急時ですと、あるいは災害特例法とか、そういうのが発令されたときと理解すればいいのか。

根本電気通信技術システム課課長補佐) 現行の電気通信事業法の規定について説明しますと、まずは秩序の維持などのために優先的に取り扱うべき通信というものがございまして、そのために輻輳を避けるために通信規制を行うということがあります。電気通信事業法8条では、「電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない」ということになっており、つまりは重要通信を確保するために必要な場合には、サービスの一部を止めたりできるというのが現状の条文になっております。

服部主査) そういう意味では、その条文をもとにして各事業者が自主的に判断するのが原則ということですか。

根本電気通信技術システム課課長補佐) 現行でいいますと、同じような規定が電波法にもあるのですが、その基準は各事業者の中でそれぞれ設定されているものと認識しています。

野崎電気通信技術システム課長) 要するに、今、通信規制を実施するかどうかは国が実施を要請しているわけではなくて、ネットワークの容量を踏まえて、通信量が普段の何倍以上になって、交換機が非常に輻輳してダウンしそうな場合に、発信規制をかけるというものです。

服部主査) そういう意味で、この規定は、いわゆる電話以外のデータ系というか、それにも提供されるものでしょうか。

根本電気通信技術システム課課長補佐) この規定は、電気通信事業者のサービスというのは、常に提供されていなければならないものなのですが、重要通信を確保するためにその一部を停止することができるという規定でございまして、法律では特に音声ですとかデータですとか、そういった区別がなされていません。ただし、実態として、災害時の優先的取り扱いを求めているものは、音声中心になります。

星野構成員) 資料を通しての話かもしれないのですが、進め方の確認を含めてなのですが、資料6-1のところ、速やかに取り組むべきものについては報告をと書いてありますが、速やかなものについては、このWGの取組として、ここに参加している事業者に対してWGに報告をくださいという形での取組のイメージになっているのですか。

富岡事業政策課課長補佐) そういうことです。

星野構成員) 資料6-2に関しては引き続き検討をするということなので、委員会とか書かれているものについては、その場での議論になりますということですが、検討するというので、その検討の場が書いてないもの、これについてはどういう扱いでの検討になると思えばよろしいでしょうか。

富岡事業政策課課長補佐) その点については、この検討会ということで、基本的にはこのWG、あとはもう一つのインターネット利用のWGでご議論をいただくということですか。

星野構成員) そういうことですか。

富岡事業政策課課長補佐) どの場で検討すると特に書いていないものは、基本的にこの検討会でご議論いただきたいということです。

星野構成員) そういうことですね。例えば燃料確保とか、関係行政への働きかけを行っていただけると、総務省に働きかけていただけるということで、その状況とかも、こういうところは今こういう状況ですという形で、また少し大舞台で議論という形になるということですか。

富岡事業政策課課長補佐) はい。

星野構成員) わかりました。ありがとうございました。

岩崎構成員) この「速やかに取り組むべき事項」の中の事業者が中心となり取り組むべき事項のところですがけれども、これについては、事業者側で今やろうとしている計画だとか、対策なり、増強の仕方なり、そういうところの言える、公開できるところを報告するような形でよろしいのですか。

富岡事業政策課課長補佐) 基本的に、この資料自体は公開、公表することを念頭に置いておりますので、公表ベースのものをここで整理していくということを考えております。

岩崎構成員) これは事業者側の判断でよいということですか。公開できるか、できないか。

富岡事業政策課課長補佐) そうですね。最初の進め方のところでご説明しましたとおり、まず事務局に提出していただいて、それを事務局でここに埋めていくという形になるのですが、そのときに公開される前提ですというのをご留意いただいた上で提出いただければと思います。

岩崎構成員) はい。

服部主査) 直近ですと、最初に報告いただけるのは、9月ですともうすぐですので、10月ぐらいということですか。いつごろでしょうか。

富岡事業政策課課長補佐) 次回のWGについては、まだ日程は未定ではあるのですが、9月中に一度開催したいと考えておりますので、そのときには何らかの事業者の取組についても報告するというのを考えております。したがって、次回のWGの1週間前あたりには出していただいて、それを整理して、報告させていただくということを考えております。

服部主査) その場合に、具体的な項目については事務局でこういうことに関して報告してくださいというふうに言うのか、あるいは。

富岡事業政策課課長補佐) 基本的に、資料6-3に沿った形で、それぞれについてどういう取組をこれまでされていきますかというものを提出していただくということです。それを合わせた形で事務局から報告ということを考えております。

資料6-3の各項目で、例えば、今、電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項のところは、ほとんど右の欄が空欄というか、棒を記載しているだけになっているのですが、ここにそれぞれの項目について相当するような内容を、各構成員の方から出していただくということを考えております。

入江構成員) これは非常に事務的なお話で恐縮ですがけれども、今までご報告しているものも改めて整理して出すということでしょうか。

富岡事業政策課課長補佐) そうです。

入江構成員) 例えば弊社の場合ですと、無停電化ですとかバッテリーですとか、衛星携帯電話というのは、この場でもプレゼンをさせていただきましたけれども、その進捗も含めてということですか。

富岡事業政策課課長補佐) そうです。

入江構成員) わかりました。

服部主査) よろしいですか。

それでは、本日、事務局で整理していただいた進め方はご承認いただいたということにさせていただきますたいと思います。今後は、その方向、進め方について今後進めていくということで、本日の意見交換はこれで終了させていただきたいと思います。最後に事務局から次回の日程やその他について何かございますか。

富岡事業政策課課長補佐) 次回の日程につきましては、先ほどお話ししましたとおり、まだ具体的には決まっておりませんが、9月中には開催ということで考えておりますので、また構成員の皆様にご相談をさせていただきます。

服部主査) それでは、以上で第6回会合を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。

以上